別記第２３号様式（第５４条関係）

許可番号 第　914 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　東京都大田区羽田４丁目１０－６
氏名　有限会社権田商事
　　代表取締役 権田　秀之
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

渋谷区清掃及びリサイクルに関する条例第６５条第１項の規定により、下記のとおり許可します。

令和6年9月26日

渋谷区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長　吉住　健一

記

1　取り扱う一般廃棄物の種類　　普通ごみ

2　事業の区分　　収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3　運　搬　先　　区長の指定する処理施設

4　作 業 場 所　　渋谷区の区域内

5　許 可 期 間　　令和6年10月1日　から
令和8年9月30日　まで

6　許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

この処分に不服のある場合には、処分の通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に、区長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分の翌日から起算して１年を経過すると原則として審査請求をすることができなくなります。この処分の取消しを求める訴えは、処分の通知を受けた日の翌日から起算して６月以内に、区を被告として提起しなければなりません。なお、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過すると、原則として訴えを提起できなくなります。ただし、審査請求をした場合、審査請求に係る決定の通知を受けた日の翌日又は審査請求に係る決定があった日の翌日から起算します。